

# 石川県公報

平成27年9月24日  
第12836号（木曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示 ○石川県建設工事標準請負契約約款の一部改正 (監理課) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同) 2 ○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告 (建築住宅課) 3
公告 ○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 1	

## 告示

### 石川県告示第460号

石川県建設工事標準請負契約約款（平成8年石川県告示第145号）の一部を次のように改正し、平成27年10月1日から施行する。

平成27年9月24日

石川県知事 谷本正憲

第6条の2中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の合計額）が3,000万円（当該工事が建築一式工事の場合は、4,500万円）以上になる場合において、次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。次項において「社会保険等未加入者」という。）である建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）を受注者が直接締結する下請契約の相手方としてはならない。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務  
(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務  
(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 4 受注者は、前項以外の場合においても、社会保険等未加入者を下請契約の相手方としないよう努めなければならない。

## 公告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成27年9月24日

石川県知事 谷本正憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ野々市新庄店  
野々市市新庄2丁目810番ほか38筆
- 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社北越ケース  
代表取締役 山本 邦彦  
新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号  
(変更後) 株式会社北越ケース  
代表取締役 野村 弘  
新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社北越ケース  
代表取締役 山本 邦彦  
新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号  
(変更後) 株式会社北越ケース  
代表取締役 野村 弘  
新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号
- 3 変更の年月日  
平成26年6月19日
- 4 変更する理由  
建物設置者及び小売業者の株式会社北越ケースが、代表者を変更したため
- 5 届出年月日  
平成27年9月11日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
平成27年9月24日から平成28年1月25日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成28年1月25日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成27年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケースデンキ野々市新庄店  
野々市市新庄2丁目810番ほか38筆
- 2 変更しようとする事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 位置 縦覧による。  
収容台数 293台  
(変更後) 位置 縦覧による。  
収容台数 152台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 位置 縦覧による。

- 収容台数 90台  
(変更後) 位置 縦覧による。  
収容台数 18台
- 3 変更する年月日  
平成28年5月12日
- 4 変更する理由  
当該店舗の実態に応じた必要駐車台数及び必要駐輪台数に変更(減少)するため
- 5 届出年月日  
平成27年9月11日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
平成27年9月24日から平成28年1月25日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成28年1月25日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アルビス西南部店  
金沢市八日市出町840番ほか18筆
- 2 変更する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 出入口の数 6箇所  
位置 縦覧による。  
(変更後) 出入口の数 4箇所  
位置 縦覧による。
- 3 変更する年月日  
平成27年9月16日
- 4 変更する理由  
審議会及び隣接施設からの指摘により、駐車場の出入口の数(減少)及び位置を変更したため
- 5 届出年月日  
平成27年9月14日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
平成27年9月24日から平成28年1月25日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成28年1月25日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 

## 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成27年9月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本建築検査協会株式会社  
東京都中央区日本橋三丁目13番11号

2 変更する事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(変更前) 東京都中央区日本橋三丁目15番6号 松木ビル3階

(変更後) 東京都中央区日本橋三丁目13番11号 油脂工業会館5階

3 変更する年月日

平成27年9月24日

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目8番1号

2 変更する事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(変更前) (1) 本社

東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階

(2) 東北事務所

宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階

(3) 福島事務所

福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室

(4) 埼玉事務所

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階

(5) 神奈川事務所

神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階

(6) 愛知事務所

愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階

(7) 山陰事務所

島根県松江市中原町6番地

(8) 岡山事務所

岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階

(9) 広島事務所

広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室

(10) 愛媛事務所

愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室

(11) 佐賀事務所

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室

(12) 長崎事務所

長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階

(13) 宮崎事務所

宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階

(14) 鹿児島事務所

鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室

(15) 沖縄事務所

沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階

(変更後) (1) 本社

東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階

(2) 東北事務所

宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階

- (3) 福島事務所  
福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
- (4) 埼玉事務所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階
- (5) 神奈川事務所  
神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階
- (6) 長野事務所  
長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階
- (7) 愛知事務所  
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階
- (8) 山陰事務所  
鳥根県松江市中原町6番地
- (9) 岡山事務所  
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階
- (10) 広島事務所  
広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室
- (11) 愛媛事務所  
愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室
- (12) 佐賀事務所  
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室
- (13) 長崎事務所  
長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階
- (14) 宮崎事務所  
宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階
- (15) 鹿児島事務所  
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室
- (16) 沖縄事務所  
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階

## 3 変更する年月日

平成27年9月24日

